



三労発基0426第1号

平成25年4月26日

一般社団法人三重県産業廃棄物協会 会長 殿

三重労働局長



車両系建設機械関係の労働安全衛生規則の一部を改正する省令及び  
安全衛生特別教育規程等の一部を改正する告示の適用について

平素より労働基準行政の運営につきまして、ご理解、ご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、今般、労働安全衛生法（昭和47年法律第57条）第27条第1項、第61条第1項及び第113条並びに労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318条）別表第7第6号2の規定に基づき、労働安全衛生規則の一部を改正する省令が別紙1のとおり公布され、車両系建設機械関係は本年7月1日から施行することとされたところです。

また、労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行に伴い、安全衛生特別教育規程等の一部を改正する告示が別紙2のとおり公示されました。

車両系建設機械関係の改正の趣旨は、近年、解体工事現場への導入が進んでいる鉄骨切断機、コンクリート圧砕機又は解体用つかみ機（以下「鉄骨切断機等」という。）を原因とする休業4日以上死傷労働災害が全国において年間100件程度発生している一方で、その特性に応じた労働災害防止措置が設けられていないことから、鉄骨切断機等による労働災害の防止を図るために、これまで、車両系建設機械のうち、解体用機械は「ブレーカー」のみが該当機械として定義されていた規定を、これに鉄骨切断機等の3機種を加え、必要な措置を規定したものです。

また、これらの機械以外の車両系建設機械についても、これらの機械と同様に措置を実施する必要がある場合には、規定の対象としました。

つきましては、本改正の趣旨をご理解いただき、貴協会ホームページ、広報紙への掲載などにより関係事業者等への周知を図っていただきますようお願いいたします。

なお、今回の改正に関する資料は、随時、三重労働局ホームページに掲載することとしていますので、ご確認ください。



担 当 部 署	三重労働局労働基準部
	健康安全課
	Tel 059-226-2107
	問合せ先
	健康安全課長 日美 昌平 産業安全専門官 岡村 有

《添付資料》

- 別紙 1 労働安全衛生規則の一部を改正する省令（厚生労働省令第58号）  
新旧対照条文表
- 別紙 2 安全衛生特別教育規程等の一部を改正する告示  
（厚生労働省告示第141号）  
新旧対照条文表
- 別紙 3 平成25年4月12日付け基発第0412第13号  
「労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行について」（抜粋）
- 別紙 4 平成25年4月12日付け基発第0412第14号  
「安全衛生特別教育規程等の一部を改正する告示の適用について」
- 別紙 5 「労働安全衛生規則の一部を改正する省令案要綱」等の労働政策審  
議会資料（抜粋）